

令和8年第1回世田谷区議会定例会提出予定案件

[令和8年2月9日現在]

議案	32件
諮問	1件
報告	18件

【 議 案 】

<政 策 経 営 部>

- (1) 令和8年度世田谷区一般会計予算
- (2) 令和8年度世田谷区国民健康保険事業会計予算
- (3) 令和8年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
- (4) 令和8年度世田谷区介護保険事業会計予算
- (5) 令和7年度世田谷区一般会計補正予算（第6次）
- (6) 令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第2次）
- (7) 令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第2次）
- (8) 令和7年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第2次）
- (9) 令和7年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第2次）
- (10) 世田谷区組織条例の一部を改正する条例

改正理由 令和8年4月1日付組織改正に伴う一部改正

改正内容 環境政策部と清掃・リサイクル部を統合する。

施行日 令和8年4月1日

<総 務 部>

- (11) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

改正理由 管理職員及び技能系職員に係る給与制度等の改正に伴う一部改正

改正内容 管理職員に係る給料表の級号給及び管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯、技能系職員に係る給料表等の改正を行う。

施行日 令和8年4月1日

- (12) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 管理職員に係る給与制度の改正に伴う一部改正

改正内容 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯の改正を行う。

施行日 令和8年4月1日

(13) 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

改正理由 ①建築基準法施行令の改正に伴う一部改正
②マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う一部改正
③医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
の改正に伴う一部改正

改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正

施行日 ①公布の日
②令和8年4月1日
③令和8年5月1日

<財 務 部>

(14) 世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和8年1月8日）

予定価格 293,920,000円
（消費税及び地方消費税相当分 26,720,000円）

契約金額 273,050,800円
（消費税及び地方消費税相当分 24,822,800円）

相手方 東京都世田谷区三宿二丁目36番9号
日勝スポーツ工業株式会社
代表者 岡田一良

工期 令和8年11月30日

支出科目等 令和7年度 一般会計 教育費
小学校費 学校施設建設費 工事請負費
債務負担行為
（期間 令和8年度）

(15) 世田谷区立弦巻中学校改築等電気設備工事請負契約

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和8年1月8日）
予定価格 801,790,000円
（消費税及び地方消費税相当分 72,890,000円）
契約金額 801,790,000円
（消費税及び地方消費税相当分 72,890,000円）
相手方 東京都世田谷区上馬二丁目27番23号
旭・大雄建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区上馬二丁目27番23号
旭電業株式会社
代表者 松岡徹
構成員 東京都世田谷区給田三丁目26番20号
大雄電設工業株式会社
代表者 大川章
工 期 令和11年2月28日
支出科目等 令和7年度 一般会計 教育費
中学校費 学校施設建設費 工事請負費
債務負担行為
（期間 令和8年度～令和10年度）

(16) 世田谷区立桜丘幼稚園改修工事請負契約

契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和7年12月18日）
予定価格 234,245,000円
（消費税及び地方消費税相当分 21,295,000円）
契約金額 233,200,000円
（消費税及び地方消費税相当分 21,200,000円）
相手方 東京都世田谷区経堂五丁目23番15号
東光建設株式会社
代表者 草深和重
工 期 令和9年2月26日
支出科目等 令和7年度 一般会計 教育費
幼稚園費 幼稚園管理費 工事請負費
債務負担行為
（期間 令和8年度）

(17) 補助第216号線4号橋整備工事（下部工）請負契約変更

契約件名 補助第216号線4号橋整備工事（下部工）

契約金額 議決金額 1,489,840,000円

既定金額 1,544,504,500円

変更金額 1,705,684,563円

相手方 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

東急・新館建設共同企業体

代表者 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号

東急建設株式会社東日本建築支店

代表者 中村 淳

構成員 東京都世田谷区鎌田二丁目12番13号

新館建設株式会社

代表者 新館 豊 浩

工 期 令和8年11月5日

変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。

②工事に伴い発生した土砂が土壌汚染対策法の基準不適格土壌であることが判明し、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、搬出先の変更が必要となったため。

③鋼管ソイルセメント杭施工時に、液状の余剰ソイルセメントが想定以上に発生したことにより、バキューム車による運搬処理が必要となったため。

(18) 世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請負契約変更

契約件名 世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事

契約金額 議決金額 212,300,000円

変更金額 141,605,200円

相手方 東京都世田谷区喜多見七丁目27番地

株式会社高橋組興業

代表者 高橋 利 明

工 期 令和8年3月24日

変更理由 工事着手後、掘削により道路下の埋設物と雨水管との干渉が判明し、推進工事区間の中止が生じたため。

- (19) 財産（世田谷区本庁舎東2期棟及び西2期棟開設に伴う一般什器、備品等）の取得
契約方法 指名競争入札（令和7年12月16日）
契約金額 796,400,000円
（消費税及び地方消費税相当分 72,400,000円）
相手方 東京都世田谷区下馬一丁目47番23号
株式会社三陽堂
代表者 高木潤二
納期 令和9年1月12日
支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費
総務管理費 一般管理費 需用費及び備品購入費
債務負担行為
（期間 令和7年度～令和8年度）

<地域行政部>

- (20) 世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例
改正理由 ①区民会館集会室等における営利目的での利用開始に伴う一部改正
②施設使用料・利用料金が5割加算される入場料等の額の改定を行うための一部改正
③施設使用料・利用料金が5割加算される適用対象の追加を行うための一部改正
改正内容 ①区民会館集会室等における営利目的での利用を可能とするための規定の整備を行う。
②施設使用料・利用料金が5割加算される入場料等の額の改定を行う。
③施設使用料・利用料金が5割加算される適用対象の追加を行う。
施行日 ①②公布の日
③令和8年4月1日

<環境政策部>

- (21) 世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 屋外の公共的空間での環境美化及び喫煙による迷惑行為防止の促進に伴う一部改正
改正内容 「たばこ」の定義を追加し、「喫煙」の定義を改正する。
施行日 令和8年7月1日

<清掃・リサイクル部>

(22) 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

改正理由 ①組織改正に伴い、清掃・リサイクル審議会と環境審議会を統合するための一部改正

②資源の有効な利用の促進に関する法律の改正に伴う一部改正

改正内容 ①清掃・リサイクル審議会に係る条文の削除

②引用条項の改正に伴う一部改正

施行日 ①令和8年6月1日

②令和8年4月1日

<保健福祉政策部>

(23) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

協議理由 後期高齢者医療における保険料の軽減措置について規約に定めるため。

協議内容 令和7年度までの時限措置として実施している保険料の軽減措置について、令和8年度及び令和9年度も引き続き実施する。

施行日 令和8年4月1日

<障害福祉部>

(24) 世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

改正理由 手当の支給額の引き上げに伴う一部改正

改正内容 心身障害者福祉手当の支給額の改定を行うとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和8年4月1日

<子ども・若者部>

(25) 世田谷区特定乳児等通園支援事業の運営の基準等に関する条例

目的 子ども・子育て支援法の改正に伴う条例制定

内容 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定める。

施行日 令和8年4月1日

(26) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 母子生活支援施設等に配置される職員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加するとともに、規定の整備を行う。

施行日 公布の日

(27) 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 一時保護施設に配置される職員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。

施行日 公布の日

- (28) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う一部改正
改正内容 規定の整備を行う。
施行日 公布の日
- (29) 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 ①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正
②児童福祉法の改正に伴う一部改正
改正内容 ①規定の整備を行う。
②引用条項の改正に伴う一部改正
施行日 公布の日
- (30) 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
改正理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の改正に伴う一部改正
改正内容 規定の整備を行う。
施行日 公布の日

<みどり33推進担当部>

- (31) 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
改正理由 区立公園の新設に伴う一部改正
改正内容 名称 世田谷区立上祖師谷たなばた公園
所在地 世田谷区上祖師谷七丁目7番1号
面積 113.51㎡
施行日 令和8年3月31日
- (32) 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例
改正理由 区立身近な広場の新設に伴う一部改正
改正内容 名称 世田谷区立成城みつ池広場
所在地 世田谷区成城四丁目20番20号
面積 201.99㎡
施行日 令和8年3月31日

【 諮 問 】

<生活文化政策部>

(1) 人権擁護委員候補者推薦の諮問

(詳細は別添資料1のとおり)

【 報 告 】

<財 務 部>

(1) 議会の委任による専決処分の報告 (世田谷区本庁舎等整備工事)

契約件名 世田谷区本庁舎等整備工事

契約金額 議決金額 42,130,418,000円

変更金額 42,246,897,000円

工 期 令和11年4月27日

相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店

代表者 中 村 有 孝

変更理由 ①建築基準法関係規定への適合審査について、東京都と協議を行った結果、防火区画仕様の変更及び壁や天井に施工する断熱材の不燃仕様への変更等を行う必要が生じたため。

②排水ルート及び配管径について、設計当時の世田谷区の過去最大雨量を、想定最大雨量として設計していたところ、近年それを上回る降雨量が観測されたことを踏まえ、見直しを行ったため。

専決処分日 令和8年1月22日

(2) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築工事）

契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築工事

契約金額 議決金額 3,616,800,000円

既定金額 3,957,778,000円

変更金額 4,043,193,000円

工 期 令和8年2月27日

相手方 東京都世田谷区奥沢四丁目4番4号

白井・東光・高野建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区奥沢四丁目4番4号白井ビル

白井建設株式会社

代表者 白井栄一

構成員 東京都世田谷区経堂五丁目23番15号

東光建設株式会社

代表者 草深和重

構成員 東京都世田谷区松原五丁目41番7号

高野建設株式会社

代表者 高野年弘

変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたため。

②工事着手後、既存建物床下を調査したところ土間下の土が沈下していることが判明した。それに伴い、埋め戻しを行う必要性が生じたため。

③工事着手後、撤去対象範囲においてアスベスト含有調査を行ったところアスベストが検出され、撤去する必要性が生じたため。

専決処分日 令和7年12月26日

(3) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築電気設備工事）

契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築電気設備工事

契約金額 議決金額 489,940,000円
既定金額 554,125,000円
変更金額 557,194,000円

工 期 令和8年2月27日

相手方 東京都世田谷区砧二丁目15番8号
米沢・吉野建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区砧二丁目15番8号
米沢電気工業株式会社東京支店
代表者 陸 畑 慎 一

構成員 東京都府中市宮町二丁目16番地の4第1本多ビル2F
吉野電設株式会社
代表者 砂 崎 裕 史

変更理由 工事着手後、撤去配管塗装材のアスベスト含有調査をしたところ、塗装材の下地にアスベストが含まれていることが判明し、アスベスト含有物の産業廃棄物処理が必要であるため。

専決処分日 令和7年12月26日

(4) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立瀬田小学校改築空気調和設備工事）

契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築空気調和設備工事

契約金額 議決金額 435,600,000円
既定金額 464,514,930円
変更金額 467,595,480円

工 期 令和8年2月27日

相手方 東京都世田谷区瀬田四丁目24番13号
大橋・田中建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区瀬田四丁目24番13号
大橋エアシステム株式会社東京本店
代表者 富 松 啓

構成員 東京都世田谷区北烏山一丁目59番8号
田中工業株式会社
代表者 田 中 辰 徳

変更理由 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。

専決処分日 令和7年12月26日

(5) 議会の委任による専決処分の報告(世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事)

契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事

契約金額 議決金額 324,632,000円

既定金額 335,905,900円

変更金額 339,732,360円

工 期 令和8年2月27日

相手方 東京都世田谷区南烏山四丁目4番15号

福吉・猿渡建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区南烏山四丁目4番15号

福吉設備工業株式会社

代表者 山下和美

構成員 東京都世田谷区喜多見一丁目21番13号

有限会社SSK

代表者 猿渡啓二

変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物
価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。

②給水配管の撤去について、当初は別工事での施工を想定していたが、
同時期に水道局の道路掘削工事があることが判明し、併せて施工す
ることによって効率化が図れることから、本工事に含めるため。

専決処分日 令和7年12月26日

(6) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事）

契約件名 世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事

契約金額 議決金額 362,450,000円

変更金額 371,404,000円

工 期 議決工期 令和8年2月17日

変更工期 令和8年3月17日

相手方 東京都世田谷区船橋一丁目8番13号

東京コーポレーション株式会社

代表者 松本真弥

変更理由 ①想定以上の猛暑により、環境省が公表するWBGT値において値が31以上となった期間を算定したところ、基準を超える日が発生したことにより、当該作業不能日分について工期延伸をする必要が生じたため。

②発生土を東京都建設発生土再利用センターへ搬出する予定だったが、受け入れ不可となったことに伴い、民間の再利用施設へ搬出する必要が生じたため。

③令和7年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。

専決処分日 令和8年1月13日

(7) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立玉川野毛町公園第2期拡張工事）

契約件名 世田谷区立玉川野毛町公園第2期拡張工事

契約金額 議決金額 545,483,279円

変更金額 577,161,200円

工 期 令和8年7月1日

相手方 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号

石勝岩城建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号

株式会社石勝エクステリア

代表者 大柴信吾

構成員 東京都世田谷区深沢八丁目7番13号

株式会社岩城

代表者 岩城隆

変更理由 ①工事に伴い発生した土砂等について、当初予定していた搬出先の体制が整わず、受入れが困難となり、搬出先を変更する必要が生じたため。

②近隣に配慮し、拠点施設の室外機の騒音を抑制するため、当初予定していた対策よりも効果が見込める防音パネルを設置する必要が生じたため。

専決処分日 令和8年1月22日

(8) 議会の委任による専決処分の報告（松原橋補修工事委託）

契約件名 松原橋補修工事委託

契約金額 議決金額 311,575,000円

変更金額 264,235,070円

工 期 令和8年3月27日

相手方 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

京王電鉄株式会社

代表者 都 村 智 史

変更理由 商店街や通行車両への影響を極力少なくするため、施工方法を見直して通行規制期間を短縮した結果、交通誘導員費が減少したため。

専決処分日 令和8年1月20日

<清掃・リサイクル部>

(9) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

(10) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

(11) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（埼玉県さいたま市在住）

丙（埼玉県上尾市在住 同乗者）

丁（埼玉県上尾市在住 同乗者）

事故概要 令和7年8月4日、甲職員が作業の帰路に車両を走行中、対向車線から右折しようとする救急車に進路を譲るために、停止した乙車両に追突した。当該事故にかかる物件損害の賠償及び人身損害の賠償を乙に、人身損害の賠償を丙、丁にそれぞれ行う。

損害賠償額 乙 1,491,624円

丙 68,821円

丁 62,170円

専決処分日 令和8年1月22日

(12) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（東京都練馬区在住）

事故概要 令和7年3月25日、甲職員が、粗大ごみの収集作業を行うために車両を走行中、一時停止するために左側に車両を寄せた際に、左後方から走行してきた乙バイクの右前方バンパーと、車両の左前方側部及び左前輪が接触し、乙はバランスを崩して地面に転倒した。

損害賠償額 641,232円

専決処分日 令和8年1月5日

<都市整備政策部>

(13) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起）

当事者 甲（世田谷区）

乙（元使用者）

訴えの要旨 ①乙は、甲に対し、建物を明け渡せ。

②乙は、甲に対し、滞納金741,290円を支払え。

③乙は、甲に対し、令和7年11月1日から建物の明渡済まで1箇月12万3,000円の割合による金員を支払え。

④訴訟費用は乙の負担とする。

提訴の理由 区営住宅の使用料等の滞納に関し、乙は甲からの再三の連絡に応答せず、支払いが履行されないため、専決処分を得たうえで乙を被告として、住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払いを求める訴えを提起する。

専決処分日 令和8年1月22日

<土木部>

(14) 議会の委任による専決処分の報告（歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和7年7月10日、甲が管理する区道において、乙が歩行中、前方から来た自動車を避けるため道路脇に寄ったところ、L形側溝に生じていた段差に右足をぶつけ、右足親指を負傷した。

損害賠償額 308,944円

専決処分日 令和8年1月22日

<監査事務局>

(15) 令和7年10月分例月出納検査の結果について

(16) 令和7年11月分例月出納検査の結果について

(17) 令和7年12月分例月出納検査の結果について

(18) 令和7年度定期監査の結果について

【別添資料 1】

生活文化政策部
人権・男女共同参画課

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、令和8年6月30日をもって人権擁護委員3名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和8年区議会第一回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第6条第3項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙1「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 退任委員

別紙2のとおり

※任期、令和5年7月1日～令和8年6月30日（3年間）

3 推薦候補者

別紙2のとおり

※年齢は令和8年7月1日委嘱時

※予定任期、令和8年7月1日～令和11年6月30日（3年間）

4 今後のスケジュール（予定）

（別紙3「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照）

令和8年2月 区議会第一回定例会にて提案

令和8年2月 候補者を法務大臣に推薦

令和8年7月1日 法務大臣が委嘱

参考

1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○第11条 委員の職務

- ・自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・その他人権の擁護に努めること。

○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・再任の委員候補者は75歳未満の者

2 人権擁護委員が携る主な活動

(1) 世田谷区内での活動

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月5回実施）※事前予約制の対面相談
- ② 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）
- ③ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通し命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）
- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」にあわせた啓発活動
- ⑤ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

(2) 東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会（品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区）の会議（年3回開催）

世田谷地区人権擁護委員名簿

別紙1

令和8年1月1日現在

氏名	ふりがな	推薦団体	委嘱年月日	満了年月日	当初委嘱	委嘱回数
小島 和子	こじま かずこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成20.4.1	6回
鈴木 賢治	すずき けんじ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成23.4.1	5回
佐々木 健二	ささき けんじ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	平成26.7.1	4回
安藤 弘子	あんどう ひろこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.1.1	令和9.12.31	平成31.1.1	3回
早川 明伸	はやかわ あけのぶ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
上田 浩憲	うえだ こうけん	世田谷区保護司会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
橋本 文子	はしもと ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和3.7.1	2回
永田 富美子	ながた ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.10.1	令和9.9.30	令和3.10.1	2回
阿部 能章	あべ よしあき	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
金武 友江	かねたけ ともえ	世田谷区保護司会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
吉本 一哉	よしもと かずや	玉川医師会	令和8.1.1	令和10.12.31	令和5.1.1	2回
林 一仁	はやし かずひと	世田谷区保護司会	令和5.4.1	令和8.3.31	令和5.4.1	1回
小柳 樹弘	こやなぎ しげひろ	世田谷区保護司会	令和6.1.1	令和8.12.31	令和6.1.1	1回
小山 裕美	こやま ひろみ	世田谷区法曹会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和6.7.1	1回
志賀 厚介	しが こうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
深沢 岳久	ふかざわ たかひさ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
西牧 佑介	にしまき ゆうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
小松 公子	こまつ きみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回
山本 立真	やまもと たつま	世田谷区医師会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回
森本 みなみ	もりもと みなみ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和8.1.1	令和10.12.31	令和8.1.1	1回

人権擁護委員委嘱までの流れ

